議会運営委員会要点記録

○開会日時　令和７年６月１０日（火）　午前１０時

○場　　所　伊東市役所第２委員会室

○出席委員　６名

１　番	佐　藤　　周　君	２　番	井　戸　清　司　君
３　番	河　島　紀美恵　君	４　番	宮　﨑　雅　薫　君
５　番	長　沢　　正　君	６　番	杉　本　一　彦　君

○出席議員　８名

議　長	中　島　弘　道　君	副議長	青　木　敬　博　君
議　員	村　上　祥　平　君	議　員	杉　本　憲　也　君
〃	鈴　木　絢　子　君	〃	竹　本　力　哉　君
〃	篠　原　峰　子　君	〃	大　川　勝　弘　君

○オブザーバー　３名

議　員	犬　飼　このり　君	議　員	重　岡　秀　子　君
〃	四　宮　和　彦　君		

○出席議会事務局職員　５名

局　　長	富　岡　　勝	局長補佐	里　見　和　彦
係　　長	野　田　昌　伸	主　　査	髙　橋　　綾
主　　査	山　田　拓　己		

○会議に付した事件

１　伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

２　伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

３　市議会６月定例会の運営について

⑴　全国市議会議長会表彰状の伝達について

⑵　議席の変更について

⑶　議会改革特別委員会委員の補欠選任について

⑷　議会改革特別委員会中間報告について

⑸　議案の付託、即決について

⑹　請願、陳情の取扱いについて

⑺　市長所信表明に対する質問について

⑻　静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

⑼　会期及び日程について

⑽　その他

４　意見書について

５　その他

○会議の経過概要

○委員長（宮﨑雅薫君）開会する。

○委員長（宮﨑雅薫君）日程第１、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

事務局長から説明する。

○事務局長（富岡　勝君）資料の１ページからを参照願う。本改正案については、議長発出の令和７年５月９日付け事務連絡により意見を募ってきたが、特に意見等はなかった。なお、その際の資料に誤植があったので、大変ご迷惑をおかけして申し訳ないが、訂正をさせていただく。資料１ページ「伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の改正文において、第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項」に改めるとしていたが、「第１２条第５項において」に訂正して改めるものとする。

はじめに改正の趣旨だが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第２条に新たに第８項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられたことに対応するとともに、表記の修正、マイナポータルでの開示義務付けが不要のための削除等、所要の規定の整備を行うものである。

それでは、新旧対照表に沿って改正条文について説明するので、資料２ページからを参照願う。第２条は、条例中の引用がないため第４項中「以下「情報公開条例」という。」を削るとともに、１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。第１２条は、第５項中「及び第２９条」を、マイナポータルでの開示義務付けが不要のため削り、３ページに参り、番号利用法の改正に伴い同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

４ページをお願いする。第１７条からは、用語の整理等所要の整備で、同条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、第２項第１号中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改め、第１８条は、第１項中「議会の保有す

る」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４５条において」を削る。

５ページに参り、第２７条は、第２項中「この章において」を、第３１条は、第２項中「この章及び第４５条において」を、第３２条は、第３項中「この章において」を、それぞれ削る。

６ページに参り、第３８条は、第１項中「この章において」を、第２項中「この章及び第４５条において」を、第３９条第３項中「この章において」を、それぞれ削り、第４４条中「第４章」を「前章」に改め、７ページの第４５条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えるものである。

資料の１ページにお戻り願う。附則は、施行期日の定めで、この条例は、公布の日から施行することとする。なお、本日の協議により、各会派及び会派に所属していない議員全員の賛同が得られたら、６月定例会に発議案として提出し議決をお願いしたい。

以上である。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

なお、委員長において、本日欠席のオブザーバー議員に対し確認したところ、賛同されるとのことであった。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第１、伊東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを終了する。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）日程第２、伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

事務局長から説明する。

○**事務局長**（富岡　勝君）資料の８ページからを参照願う。本改正案についても、議長発出の令和７年５月９日付け事務連絡により意見を募ってきたが、第１３条第１項第３号について「携帯電話等（撮影及び録音可能なもの）の持込みを禁止する」としてはいかがかとの意見があったほか、意見はなかった。

なお、重ね重ね申し訳ないが、本改正案についても、その際の資料に誤植があったので、訂

正をする。資料１０ページ、「伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」における、改正後の第１０条第１項については、一般席の傍聴人の定員を「８０人」から「７０人」としたい。

はじめに、改正の趣旨であるが、時代の経過とともに最近では一般的に使用していない語句や制定・改正時の社会情勢を反映した規定となっていることを踏まえ、全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則が改正されたことに伴う改正で、地方自治法など国の法令改正に伴うものではなく、社会情勢の変化等を踏まえた見直しである。

それでは、新旧対照表に沿って、改正条文について説明するので、資料１０ページからを参照願う。第５条は、第１項中「認める者」の「者」を漢字から、ひらがなの「もの」に改め、第６条は、傍聴券への記入事項を規定するものだが、傍聴人の特定に年齢は不要であることから、「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。第１０条は、先ほどの説明のとおり、第１項中「傍聴人」の前に「一般席の」を加え、「８０人」を「７０人」に改めるとともに、第２項を記載のとおり改正する。第１２条は、傍聴席に入ることができない者の規定であるが、解釈・運用しやすくなるよう用語の整理を行うとともに、議長は携帯品について職員をして質問させること及び質問に応じない者の入場禁止の規定を追加するなど、県及び町村と規定ぶりを合わせ、記載のとおり改正する。

１１ページに参り、第１３条は、傍聴人の守るべき事項の規定であり、解釈・運用しやすくなるよう用語の整理等、記載のとおり改正する。第１４条は、傍聴人の分かりやすさの面から、見出しを含め「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、第１５条中ひらがなの「すべて」を漢字の「全て」に改めるものである。

資料の９ページにお戻り願う。附則は、施行期日の定めで、この規則は、公布の日から施行することとする。なお、本日の協議により、各会派及び会派に所属していない議員全員の賛同が得られたら、６月定例会に発議案として提出し議決をお願いしたい。

以上である。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

なお、委員長において、本日欠席のオブザーバー議員に対し確認したところ、賛同されるとのことであった。

伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第２、伊東市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを終了する。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）日程第３、市議会６月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず⑴　全国市議会議長会表彰状の伝達についてから⑻　静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでを協議、決定し、それを踏まえ、⑼　会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

⑴から⑻まで、事務局長から説明する。

○**事務局長**（富岡　勝君）順次、説明をする。⑴　全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。去る５月２０日、東京都にて開催された全国市議会議長会定期総会において、２０年以上の議員として、浅田良弘議員が表彰された。先例に倣い、６月定例会初日に、議場において議事に入る前に表彰状の伝達をお願いする。

次に、⑵　議席の変更についてである。資料１２ページを参照願う。議員の市長選挙への立候補により、議員に１名の欠員が生じたことに伴い、議席を変更する必要が生じたことから、開会初日、日程第２において、会議規則第４条第３項の規定に基づき議席の変更をお願いする。

具体的には、会派に所属していない議員の議席を１番から３番までとし、お三方の協議により、２番を重岡議員の、３番を浅田議員の議席とし、これに伴い、公明党のお三方には前列の７番から９番までの議席に移動していただき、８番から１２番までの議席は、番号のみを２番ずつ繰り下げ、それぞれ１０番から１４番までの議席番号とし、１６番から２０番までの議席は、番号のみを１番ずつ繰り上げ、それぞれ１５番から１９番までの議席番号とさせていただく。

したがって、座席の移動は重岡議員、浅田議員、長沢議員、竹本議員及び篠原議員の５人で、その他の議員においては、座席はそのままで議席番号のみが変更となる。

次に、⑶　議会改革特別委員会委員の補欠選任についてである。議員の市長選挙への立候補により、委員に１名の欠員が生じ、新たな委員を選任していただく必要が生じたことから、６月定例会初日の本会議において、伊東市議会委員会条例第５条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名し、補欠選任していただきたい。

次に、⑷　議会改革特別委員会中間報告についてである。前定例会以降に開催された議会改革特別委員会の中間報告を、初日の本会議においてお願いする。

次に、⑸　議案の付託、即決についてである。資料の１３ページから１５ページまでを参照願う。当局の提出予定議案は、専決３件、予算繰越３件及び弾力条項適用１件の報告４件、条

例３件、単行１件、補正予算１件の合計１２件である。

最初に、専決処分報告についてから申し上げる。市認第１号から市認第３号までの３件はいずれも、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったとして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分を行ったことから、同法第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものである。

まず、市認第１号　伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布され、原則として令和７年４月１日に施行されたことに伴い、４月１日の施行に対応しなければならない条項等の改正について、３月３１日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、番号法の改正に伴う市民税申告における法人番号に関する引用条項の整理をはじめ、原付１種の対象車両見直しに伴う軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しなどのほか、地方税法附則の改正に伴う条例附則中の引用条項の整理を行ったものである。

次に、市認第２号　伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布され、原則として令和７年４月１日に施行されたことに伴い、４月１日の施行に対応しなければならない条項等の改正について、３月３１日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、地方税法附則第１５条において項の削除が行われたことに伴う引用条項の整理をはじめ、市民税同様、番号法の改正に伴う引用条項の整理など、所要の改正を行ったものである。

次に、市認第３号　伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認については、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和７年４月１日の施行に対応しなければならない条項の改正について、３月３１日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げの改正を行ったものである。

以上３件の専決処分の報告承認については、即決でお願いする。続いて、報告４件について申し上げる。

まず、市報第１号　令和６年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告については、令和７年３月定例会において議決された繰越明許費のうち８事業、７億６，０６７万２，０００円を、令和６年度から令和７年度に繰り越したことの報告である。

なお、議決された９事業のうち、商工業振興補助事業については、年度内に事業が完了したため繰越しは行わず、価格高騰重点支援給付金給付事業及び生涯学習センター管理運営事業については、事業の進捗に伴い一部支出が発生したことなどから、繰越額が減少となったもので

ある。

次に、市報第２号　令和６年度伊東市競輪事業特別会計予算について弾力条項の適用に関する報告は、令和６年度の競輪事業特別会計において、車券売上げが好調に推移し、第１２回市営競輪及び指定重勝式共同発売において勝者投票払戻金に予算不足額が生じたため、地方自治法第２１８条第４項及び伊東市特別会計条例第２条の規定に基づき、３月１９日に弾力条項を適用したことを報告するもので、適用額は２４億２，３９２万１，０００円である。

次に、市報第３号　令和６年度伊東市下水道事業会計予算繰越し報告については、地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、繰越額については、１億４５８万円、繰越事業については、２件の業務委託と湯川中継ポンプ場自家発電設備改築工事をはじめとした５件の工事である。繰越しの理由については、工事に必要な電子部品の調達に不測の日数を要し、事業の進捗に遅れが生じたことや国交付金事業において、交付決定から年度末日までの期間が非常に短かったことなどにより、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越したものである。

次に、市報第４号　令和６年度伊東市一般会計予算事故繰越し報告については、本報告は、地方自治法第２２０条第３項ただし書の規定に基づく事故繰越しについて、議会に報告をするもので、商工業振興費一般経費において、まちなかにぎわい創出事業受託事業者が、事業完了前に破産開始決定を受けたことにより、支出済分と合わせ出来高によって委託料を積算する必要があることから、支出未済分１００万円を令和７年度へ繰り越すこととし、また、商工業振興補助事業において、当該補助事業内の伊東ブランド創生事業受託者が、事業完了前に破産開始決定を受けたことにより、年度内の事業完了が見込めず補助額が確定しないため、予算計上額の３００万円を、令和７年度へ繰り越すこととしたものである。これら４件の報告案件については質疑のみとなる。

続いて、条例３件について申し上げる。まず、市議第１号　伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う改正で、超過勤務の免除対象を見直すとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等について規定するほか、所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第２号　伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正だが、６月定例会では、施行期日の関係で専決処分によることを要しない条項について、改正をするものである。主な改正内容と施行期日は、総則に関しては、公示送達についてインターネットを用いる方法

に関する規定の整備で、令和５年法律第１号の公布の日から起算して３年３月を超えない範囲内において政令で定める日からの施行となる。市民税に関しては、所得控除における控除するべき金額について、特定親族特別控除額を追加するとともに、特定親族特別控除創設に伴う個人住民税申告に係る規定の整備を行うもので、令和８年１月１日からの施行となる。

また、軽自動車税に関しては、職権による減免を可能とするための規定の整備で、令和８年１月１日からの施行となる。たばこ税に関しては、加熱式たばこの課税方式の見直しに係る規定の整備で、令和８年４月１日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第３号　伊東温泉観光・文化施設東海館条例の一部を改正する条例は、指定管理者への委託に関して、完全利用料金制を導入するため、入館料及び貸出施設利用料の規定について改正するとともに、併せて減免基準に関する規定を設けるもので、令和８年４月１日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案１件について申し上げる。市議第４号　伊東市立小中学校ＧＩＧＡスクール学習者用端末等購入契約の締結については、導入から５年が経過した小・中学校ＧＩＧＡスクール端末を更新するに当たり、その購入契約の締結について、議会の議決を求めるものである。

次に、補正予算１件について申し上げる。市議第５号　令和７年度伊東市一般会計補正予算（第１号）は、補正予算の規模は、７，０３０万３，０００円の追加で、補正後の予算規模を３１９億２，０３０万３，０００円とするものである。主な補正内容は、歳出においては、令和６年度に実施された１人当たり所得税３万円、住民税１万円の定額減税及びその恩恵を十分に受けることができないと見込まれる所得水準の者に対して交付した定額減税補足給付金の給付事業において、令和６年中の所得状況や世帯構成等の変動により、なお、補足給付金等に不足が生じたものに対して給付する不足額給付金給付事業に係る経費の計上をはじめ、県の事業に合わせて実施する観光施設のバリアフリー化に対する補助金のほか、前市長、前両副市長及び前教育長の退職金と、全国の自治体で判明した公用車のカーナビ等に係るＮＨＫ受信料未払い問題について、本市においても該当車両があったことから、令和６年度分までの未払い相当額について追加するものである。また、新図書館建設事業に係る経費については、その計画を見直すこととしたため、令和７年度から令和９年度にかけて計上した継続費について、事業費の全額を減額することとしている。

歳入においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と県の観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金を追加するほか、新図書館建設事業に係る財源を減額するとともに、退職手当等の計上に伴い不足する財源を補うため、財政調整基金繰入金を追加するものである。

なお、本会議における質疑については、区分することなく全般について行い、予算・決算特

別委員会への付託をお願いする。

次に、⑹　請願、陳情の取扱いについて申し上げる。さきの３月定例会以降、これまでに受理した請願・陳情は、１件である。４月２８日に郵送受理した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏ほか６名からの「核兵器禁止条約への支持、調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情」で、４月２８日に参考配付した。

なお、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長とご協議の上、決定することになるので、申し添える。

次に、⑺　市長所信表明に対する質問についてである。さきの６月６日開催の代表者会議における協議に基づき、市長に所信表明を求め、市長所信表明に対する質問を実施したい。

実施方法等については、１つ目として、新市長の所信表明に対する質問とし、質問の時期は、市長所信表明後に通告に基づいて実施し、質問の対象範囲は、選挙公約を含むものとする。２つ目として、質問時間は、議員１人につき２０分の持ち時間とし、会派または会派に所属していない議員による質問とする。３つ目として、所属議員が５人以上もしくは質問の持ち時間が１００分以上の会派については、通告の内容を区分し、当該区分ごとに質問を終結させることにより、複数の議員が登壇して質問を実施することができるものとする。４つ目として、通告は発言通告書により、１件ごと具体的に要旨を記載して行うものとし、発言の通告の期限は市長所信表明の日から３開庁日後の正午までとする。５つ目として、質問は、自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ぶことができるものとする。６つ目として、市長所信表明に対する質問の関連質問は、行わないものとする。７つ目として、発言する者の順序は、議長が決定する。８つ目として、一般質問は行わないこととする。以上となる。

次に、順序について申し上げる。順序については、大きい会派から、会派結成届出順となるので、４人会派は正風クラブ、自由民主　伊東の順、３人会派は、公明党、伊東未来の順とし、続いて、２人会派の政和会、最後に会派に所属していない議員の順となる。

したがって、市長所信表明に対する質問の順序を改めて申し上げると、１番目正風クラブ８０分、２番目自由民主　伊東８０分、３番目公明党６０分、４番目伊東未来６０分、５番目政和会４０分、６番目から８番目までは会派に所属していない議員１人２０分となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順とする。また、通告期限は、市長所信表明の日から３開庁日後の正午までとするので、６月１９日（木）正午までとなる。また、質問をされる議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質問の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願い申し上げる。

最後に、⑻　静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてである。静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、議員２０人のうち、市議会議員から６人を選出することとされているが、このうち３人に欠員を生じ、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が４人となり選挙すべき人数を超えたため、各市議会において選挙を行う必要が生じたことから、今定例会において選挙を行うものである。

議員各位へは、議長発出の５月２７日付け事務連絡により通知しているが、定例会初日に投票による選挙をお願いする。候補者については、三島市議会堀江和雄議長、掛川市議会藤原正光議長、浜松市議会髙林修議長の３名が県議長会からの推薦であり、立候補は、掛川市議会勝川志保子議員である。なお、候補者氏名表については、あらかじめ議席に配付させていただくので、承知おき願う。

以上で、⑴　全国市議会議長会表彰状の伝達についてから⑻　静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの説明を終わる。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）まず、⑴　全国市議会議長会表彰状の伝達について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑵　議席の変更について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議席の変更については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑶　議会改革特別委員会委員の補欠選任について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議会改革特別委員会委員の補欠選任については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑷　議会改革特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議会改革特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑸　議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑹　請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑺　市長所信表明に対する質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）オブザーバーから質疑があるとのことである。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）以前このような質問をやったときには、大綱質疑という言葉が出た気がするが、前回の、例えば小野市長が再選したときなどは、こういうときは大綱質疑でなかったのか、その辺の説明をお願いしたい。

○**事務局長**（富岡　勝君）市長が再選された場合には、所信表明を求めていないので、通常の定例会と同様に一般質問から始まる。大綱質疑についてとの話だが、前回の３月定例会最終日前の議会運営委員会において質問があった。そのときにお答えしたのが、やり方としては大綱質疑と同じようにやる。つまり、会派及び会派に所属していない議員により実施するということである。やり方としては大綱質疑と同様だが、時間については、厳格に１人２０分として説明させてもらった。以上である。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）時間については大綱質疑と同様と……。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）違う。やり方が大綱質疑と同様。時間は１人２０分の持ち時間となる。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）分かった。だが、質問である。質疑ではなくて。その辺はどうか。

○**事務局長**（富岡　勝君）議案に対する質疑ではなくて、市長の所信表明に対する質問ということになる。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）これは今までも市長が変わったときには、こういう形で、代表質問で、形は大綱質疑という形で、やった前例があるのか。

○**事務局長**（富岡　勝君）前市長の初当選の際には、既に代表質問に代えて大綱質疑が導入されていたので、大綱質疑の例に倣うということとなった。その前の市長の初当選の際には、代表質問が行われていたため、代表質問として行われている。以上である。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

　それでは、市長所信表明に対する質問を行うかどうか、各会派に伺う。

○**１番**（佐藤　周君）行う。

○**２番**（井戸清司君）行う。

○**５番**（長沢　正君）行う。

○**６番**（杉本一彦君）行う。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、政和会及び会派に所属していない議員の３人が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大５会派及び会派に所属していない議員３人ということで調整し、決定させていただきたい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

　発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○**事務局長**（富岡　勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、市長所信表明に対する質問の順序について申し上げる。１日目の１番目正風クラブ８０分、２番目自由民主　伊東８０分、３番目公明党６０分。２日目の１番目伊東未来６０分、２番目政和会４０分、３番目会派に所属していない議員の１人目２０分、４番目会派に所属していない議員の２人目２０分、５番目会派に所属していない議員の３人目２０分となる。以上である。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）市長所信表明に対する質問については、会派及び会派に所属していない議員により、関連質問なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することに、異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、６月１９日（木）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、⑻　静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑼　会期及び日程について及び⑽　その他について、事務局長から説明する。

○**事務局長**（富岡　勝君）まず、⑼　会期及び日程についてからである。資料１６ページ及び１７ページを参照願う。会期は、６月１６日（月）から７月７日（月）までの２２日間の提案である。日を追って申し上げる。６月１６日（月）に開会し、全国市議会議長会表彰状の伝達の後議事に入り、会期の決定、議席の変更、議会改革特別委員会委員の補欠選任に続き、議会改革特別委員会の中間報告、後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行った後、当局提案の案件に入り、専決処分報告の報告承認、予算の繰越し等の報告に続いて、市長所信表明を受け、議案説明を行い、初日は散会となる。

１７日（火）及び１８日（水）は本会議なし、１９日（木）は正午までを市長所信表明に対する質問の通告期限とし、２０日（金）は本会議なし、２１日（土）及び２２日（日）は休会、２３日（月）は本会議なし、２４日（火）、２５日（水）の２日間で市長所信表明に対する質問をお願いする。２６日（木）は議案審議とし、条例案は所管常任委員会へ、一般会計補正予算は予算・決算特別委員会へ付託をお願いし、本会議終了後、予算・決算特別委員会を開催し、各常任委員会に対応した分科会を設置し、一般会計補正予算を所管分科会に分割送付する。

２７日（金）は福祉文教分科会を第２委員会室にて午前１０時から開催し、２８日（土）及び２９日（日）は休会、３０日（月）は常任観光建設委員会及び観光建設分科会を、７月１日（火）は常任総務委員会及び総務分科会を、それぞれ第２委員会室にて、午前１０時から続けて開催をお願いする。

２日（水）は予算・決算特別委員会、３日（木）は本会議なし、４日（金）は議会運営委員会、５日（土）及び６日（日）は休会、７日（月）を最終本会議とし、委員会付託案件の決定等をお願いしたい。

次に、⑽　その他だが、１点、服装の軽装化について案内をする。

議員各位へは、議長発出の４月２８日付け事務連絡により、省エネ・省ＣＯ２の一環として、

例年のとおり１０月３１日（金）までの間、本会議を含め、議会における諸会議に際し、服装の軽装化をお願いしたところである。趣旨をご理解いただき、軽装の取組にご協力をお願いする。以上である。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）まず、⑼　会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、⑽　その他での服装の軽装化については、説明のとおり承知願う。

その他に、６月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮﨑雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第３、市議会６月定例会の運営についてを終了する。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）日程第４、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党から提起の１件である。それでは、公明党代表の長沢委員から説明をお願いする。資料は、１８ページになる。

○**５番**（長沢　正君）地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）である。

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和７年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステムに代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で

措置すべきであると考え提出する意見書である。よろしくお願いする。

○**委員長**（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前開庁日、７月４日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○**１番**（佐藤　周君）異論なく賛同である。

○**２番**（井戸清司君）特に問題ないと思うが、まだ会派の調整が済んでいない。

○**６番**（杉本一彦君）これから会派で調整を図りたい。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）賛成する。

○**オブザーバー**（犬飼このり君）もう少し詳しく調べてから決めたい。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）基本的に問題はないと思うが再度確認する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同を得るまでには至っていない。したがって、本案については、提起会派において各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めていただくとともに、最終本会議前開庁日７月４日の本委員会において、改めて協議、決定することとする。

以上で、日程第４、意見書についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第５、その他を議題とする。

事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**１番**（佐藤　周君）先日、代表者会議の際に話題に上がった、いわゆる怪文書について、代表者会議の場では、そういう文書に対して確認をして明確になれば、うやむやにしておくことはないのではないかという話があった中で、正副議長において確認をするということで決定したと思うが、その結果はどうか。

○**議長**（中島弘道君）先週、６日の代表者会議が終わってその日のうちに市長のところに行き、怪文書などで噂が出ていることから、卒業証明書を議会にも提示してもらえないかと伝えた。実際のところ、怪文書一つ一つには応じられないとのことで、話をそらされた印象ではあったが、最終的には応じないということで、卒業証明書の提示には至らなかった。

○**委員長**（宮崎雅薫君）それ以上の回答は得られなかったとのことである。

○**１番**（佐藤　周君）そうすると、取扱いについてはそのまま置いておくということになるのか。証明書を提示してもらうだけで、すっかり疑念も晴れるのではないかと思うが、市民の声としてもそういう疑念が抱かれていることで、市長本人にとってはプラスにはならないのではないかと思った。皆さんはどのように考えるか。

○**委員長**（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前１０時５４分休憩

午前１１時　８分再開

○**委員長**（宮﨑雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

以上で日程第５、その他を終了する。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）以上で日程全部を終了した。

○**委員長**（宮﨑雅薫君）閉会する。

○**閉会日時**　令和７年６月１０日（火）午前１１時８分（会議時間５４分）

以上の記録を認める。

令和７年６月１０日

委員長　宮　﨑　雅　薫